



障がいのある方



障がい福祉

福祉課 ☎ 49-7016

障がいのある人が地域で自立して生活できるよう支援するために様々な制度があります。
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人・難病患者などが対象です。(各種手帳をお持ちでない人も、サービスの対象となる場合がありますので、ご相談ください)
手帳の取得については、福祉課へご相談ください。

障害者手帳の種類

身体障害者手帳

身体の機能障がいの程度により、1級から6級までの等級があります。移動の困難さに応じて第1種と第2種の区分があります。

療育手帳

知的障がいのある人に交付します。程度により、A・Bの区分があります。移動の困難さに応じて第1種と第2種の区分があります。

精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのために長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人に交付します。程度により、1級から3級までの等級があります。

各種手当・給付

福祉課 ☎ 49-7016

▶ 特別障害者手当

障がい重複するなど精神または身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活で常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の人に支給されます。

要件

- 障害年金1級程度の障がい重複しているなど著しく重度障がいの状態にある人
- 20歳以上の人
- 施設に入所していない人
- 本人・配偶者・扶養義務者の所得が一定額以下であること
- 病院などに引き続き3カ月以上入院していないこと

▶ 障害児福祉手当

精神または身体に重度の障がいがあり、日常生活で常時特別の介護を必要とする20歳未満の人に支給されます。

要件

- 重度の障がいがあり常時介護を必要とする人
- 20歳未満の人
- 施設に入所していない人
- 障がい児が障がいを支給条件とする公的年金を受けていないこと
- 保護者の所得が一定額以下であること

障害児福祉手当は入院中でも支給されます

▶ 特別児童扶養手当

身体や精神に中程度以上の障がいのある児童を監護している父か母、または父母に代わって児童を養育している人に支給されます。

対象

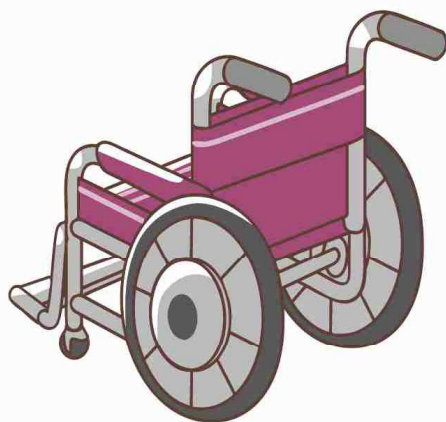
- 児童が20歳未満であること
- 日本国内に住んでいること
- 児童が障がいを理由とする公的年金を受けていないこと
- 児童が、社会福祉施設などに入所していないこと(保育所など一部除く)
- 本人・配偶者・扶養義務者の所得が一定額以下であること

▶ 日常生活用具費が支給されます(要・事前申請)

申請前に購入された場合は対象になりません。必ず事前に申請してください。障がいの等級・内容や世帯状況によっては、対象外となることもあります。

身体障がい者(児)・難病患者などの日常生活がより円滑になるよう給貸与しています。課税世帯は基準額内の1割負担、課税・非課税に関わらず基準額を超えた場合は自己負担です。

障がいのある方



〈 広告 〉

医科器械・理化学器械

宇和島器械有限会社

代表取締役 吉田 淳

〈 本 社 〉
〒798-0050 宇和島市堀端町1-43
TEL 0895-22-0386
FAX 0895-22-0184

〈 松山営業所 〉
〒791-1102 松山市来住町1489-1
プレジール来住101
TEL 089-968-1122
FAX 089-968-1123

▶補装具費が支給されます(要・事前申請)

申請前に購入された場合は対象になりません。必ず事前に申請してください。障がいの程度・生活状況などによっては対象外となることもあります。

身体上の障がいを補うための補装具の交付、修理に関わる費用を支給します。

原則費用の1割が自己負担で、所得に応じて負担上限額の設定があります。

控除・免除

福祉課 ☎ 49-7016

▶所得税・住民税の控除

税務課

障がい者に所得があるとき、または障がい者を扶養しているときは、年末調整や確定申告の際に申告することで、所得税・市県民税の障がい者控除を受けることができます。

▶NHK放送受信料減免

障がい者がいる世帯は、NHKの受信料を減免します。

全額免除 各手帳をお持ちの人がいる世帯で、世帯構成員全員が市県民税非課税のとき

半額免除

次に該当する障がいのある人が世帯主で、受信契約者の場合

- ・視覚・聴覚障がい者
- ・身体障害者手帳の1・2級の人
- ・療育手帳A判定の人
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の人

▶有料道路割引(要・事前申請)

障がい者が有料道路を利用するときは、通行料金の割引が受けられます。

割引を利用する際は事前の申請が必要です。

対象者

- ▶障がい者本人が運転……身体障害者手帳を持っている人
- ▶障がい者本人以外が運転……身体障害者手帳の1種の人
療育手帳A判定の人

申請に必要なもの

- ・各障害者手帳・車検証・運転免許証(本人運転の場合のみ)

ETCを利用する人

- ・ETCカード(障がい者本人名義)
- ・ETC車載器の管理番号が確認できるもの(セットアップ申込書など)

▶パーキングパーミット

県内の公共施設や商業施設などに設置された身体障がい者専用駐車場を適正に利用していただく制度です。



対象者

①歩行困難者(利用証有効期間:5年間)

ア 身体障がい者

身体障がい者区分		等級
視覚障害		4級以上
聴覚障害	聴覚障害	3級以上
	平衡機能障害	5級以上
音声言語機能障害		該当なし
肢体不自由	上肢	4級以上
	下肢	6級以上
	体幹	5級以上
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	2級以上
	移動機能	6級以上
心臓機能障害		4級以上
じん臓機能障害		
呼吸器機能障害		
ぼうこう又は直腸機能障害		
小腸機能障害		
肝臓機能障害		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		

- イ 知的障がい者(重度A)
- ウ 精神障がい者(1級)
- エ 高齢者(要介護度1以上)
- オ 難病患者(特定医療費(指定難病)受給者及び特定疾患医療受給者)
- カ その他:上記ア~オの基準に該当しない者で、障がいの特性により特に配慮が必要と認められる者

②一時的歩行困難者(利用証有効期間:1年7ヵ月未満)

- ア 妊産婦(利用証有効期間:産前7ヵ月~産後1年間)
- イ けが人(利用証有効期間:車いす・杖等使用期間)

パーキングパーミット(利用証)を持っている人が同乗している場合も、利用証を車内に提示して停めていただくことができます。

注意事項

窓口申請の場合

確認のため、それぞれ以下のものをご持参ください。

- ▶身体障がい者…身体障害者手帳
- ▶知的障がい者…療育手帳
- ▶精神障がい者…精神障害者保健福祉手帳
- ▶高齢者…介護保険被保険者証
- ▶難病患者…特定医療費(指定難病)受給者証、特定疾患医療受給者証
- ▶その他…障がいを証明するもの(障害者手帳等)(配慮が必要であることを窓口で確認させていただきます。)
- ▶妊産婦…母子健康手帳
- ▶けが人…身分証明書(運転免許証、健康保険証など)

※代理申請される場合は、代理人の人の身分証明書をご持参ください。

▶ 介護給付(生活を支援するサービスです)

	名称	内容	対象
居宅生活の支援サービス	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅での入浴・排せつ・食事の介護、調理、洗濯、掃除など生活全般にわたる助言、援助を行います。	障害支援区分 1 以上である障がい者(児)
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅での入浴・排せつ・食事の介護、外出時の移動中の介護などを総合的に行います。	障害支援区分 4 以上で 2 肢以上に麻痺がある障がい者(児)
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護などの外出支援を行います。	身体介護を伴わない場合…区分認定の必要なし 身体介護を伴う場合…障害支援区分 2 以上である障がい者(児)
	行動援護	自己の判断能力が制限されている人が行動するときに、危機を回避するために必要な支援・外出支援を行います。	障害支援区分 3 以上で、認定調査項目の内行動関連項目などの合計点数が 8 点以上である障がい者(児)
	療養介護	医療と同時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理・看護・介護および日常生活の世話をします。	病院などへの長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者
	生活介護	施設で、昼間入浴・排せつ・食事の介護などを行い、創作活動または生産活動の機会を提供します。	常時介護者の支援が必要な障がい者 通所の場合…障害支援区分 3 以上 (50 歳以上は区分 2 以上) 入所の場合…障害支援区分 4 以上 (50 歳以上は区分 3 以上)
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が疾病その他の理由により介護ができない場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴・排せつ・食事の介護などを行います。	障害支援区分 1 以上の障がい者(児)
	重度障がい者等 包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。	障害支援区分 6 以上に該当する障がい者で意思疎通が著しく困難な障がい者
支援サービス 夜間の居住	障がい者支援施設での夜間ケアなど(施設入所支援)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事の介護などを行います。 生活介護を受けている人で障害支援区分 4 以上(50 歳以上は区分 3)以上の障がい者 入所しながら訓練など給付を受ける場合は条件有	



障がいのある方

▶ 訓練等給付(自立を支援するサービスです)

	名称	内容	対象
日中の活動支援サービス	自立訓練	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	<ul style="list-style-type: none"> • 病院を退院した人で、地域生活へ移行するため生活能力の維持・向上などの支援が必要な障がい者 • 特別支援学校を卒業した人、継続して通院し症状が安定している障がい者
	就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。	就労を希望する人で、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識および技術の習得・就労先の照会、その他の支援が必要な65歳未満の障がい者
	就労継続支援	一般企業などでの就労が困難な人に働く場を提供し、知識向上のために必要な訓練を行います。	A型…企業に就労することが困難な人で、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の障がい者 B型…就労移行支援事業を利用したが一般就労に結びつかない場合や、B型の利用が適当と判断された障がい者、就労経験がある人で一般企業に雇用されることが困難になった障がい者
夜間の居住サービス	共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助を行います。	障がい者(身体障がい者は、65歳未満の人または65歳に達する日の前日までに障害福祉サービスもしくはこれに準じるものを利用したことがある人に限る)



障がいのある方

▶ 地域生活支援(地域の実情やニーズに応えるサービス)

	名称	内容	対象
地域生活支援事業	移動支援	屋外での移動が困難な障がい者に、外出のための支援を行うことで、地域での自立生活や社会参加を促します。	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を保持している人で、屋外の移動に著しい制限がある障がい者(児)
	日中一時支援	日中、短期入所事業所や生活介護事業所などで、障がい者・障がい児に活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練や市が認めた支援を行います。障がい者などの家族の就労支援と障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息が目的です。	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を保持している人で、介護者の疾病やその他の理由により一時的な預かりを必要とする障がい者(児)
	地域活動支援センター	センターに通うことで、創作的活動または生産活動の機会を持ち、地域社会との交流を促します。	雇用・就労が困難な在宅障がい者

〈 広告 〉

社会福祉法人正和会 就労継続支援A型事業所



アイ・ホープ A・I Hope



宇和島市三間町宮野下746-26

TEL.0895-20-7010

E-mail aihope@shouwakai.jp



▶ 障害児支援 (障害児の療育・支援をするサービス)

	名称	内容	対象
障害児支援事業	児童発達支援	未就学の障がい児に日常生活での基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。	療育の観点から集団療育および個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児
	医療型児童発達支援	未就学の障がい児に児童発達支援および治療を行います。	肢体不自由があり、理学療法などの機能訓練または医学的管理下での支援が必要であると認められた障がい児
	放課後等デイサービス	就学中の障がい児に、授業の終了後または夏休みなどの休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行います。	学校に就学しており、授業の終了後または休業日に支援が必要と認められた障がい児
	保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、集団生活へ適応するための専門的な支援などを行います。	保育所その他の児童が集団生活を営む施設に通う障がい児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障がい児



障がいのある方

手話通訳・要約筆記

福祉課 ☎ 49-7016

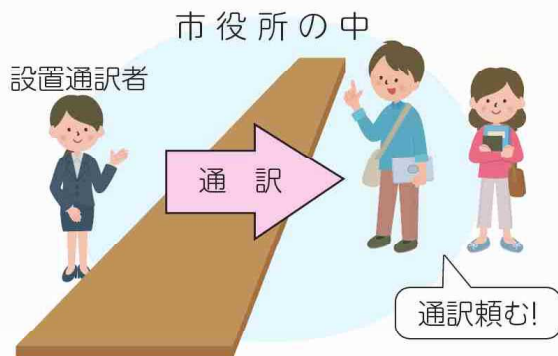
▶ 設置通訳者 (来るだけでOK)

市役所内での用事(午前8時30分～午後5時15分)を支援するため、手話通訳者がいます。

たとえば…

- 住民票がほしい
- 補聴器の申請(申し込み)
- 火災警報装置の申請(申し込み)
- その他 手続きや相談など

申し込みはいりません。来るだけでOK



▶ 派遣通訳

外出する時など、通訳が必要な場合に通訳者(手話通訳者・要約筆記奉仕員)を派遣します。

たとえば…

- 病院に行きたい
- 学校に行きたい
- 郵便局に行きたい
- 銀行に行きたい

など、通訳を希望する場合は、事前に登録(初回のみ)が必要です。

登録完了後、申し込み用紙(申請書)を書いて、市役所福祉課または各支所福祉環境係に出してください。市役所で書くこともできます。土曜や日曜に通訳を頼みたいときも同じです。

連絡・申し込む方法は？

- ① FAXする (☎24-1160)
- ② 市役所に来る (午前8時30分～午後5時15分)

